

# エリアサポート体制 エリア通級拠点校設置要領

## 第1 趣旨

この要領は、本県が独自に構築したエリアサポート体制に基づくエリア通級拠点校の指定及びエリア通級拠点校のエリアメンターの職務等に関して、実施に必要な事項を定めるものとする。

## 第2 エリア通級拠点校の指定

県教育委員会は実施要綱の第10条に基づき、各エリアに公立小・中学校・義務教育学校の中から、通級による指導を中心にエリア内の特別支援教育推進の拠点となる学校を指定する。この場合、あらかじめ県教育委員会とエリア内の市町村とが協議するものとする。

## 第3 エリア通級拠点校を指定する期間

エリア通級拠点校を指定する期間は原則として1年間とするが、更新を妨げない。

## 第4 エリア通級拠点校エリアメンターの職務

エリア通級拠点校の通級による指導の担当者は、エリア通級拠点校の校長が所属教諭の中から任命する。エリア内の他の学校に対する巡回支援を担うため、一般の通級による指導の担当者とは区別し、エリアメンターと呼ぶ。

エリアメンターの職務は、次の各号に掲げる内容とする。

なお、エリアメンターが、所属する拠点校外で職務を行う場合は、当該エリア通級拠点校校長が別に定めるところにより派遣するものとする。

### (1) エリア通級拠点校の通級による指導を生かした校内支援体制の充実

校長の指示の下、拠点校の支援体制の充実に当たるとともに、広く成果を発信する。

### (2) エリア内の小・中学校等（主として同校種段階）の通常の学級担当及び通級による指導担当者に対する支援

関係市町村教育委員会及び当該エリアを管轄する県教育庁教育事務所の指導の下、要請に応じてエリア内の小・中学校等（主として同校種段階）を巡回し、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒の指導・支援の充実に関する助言等を行う。また、通常の学級の担任や通級による指導を担当する教員に対して、通級による指導を通常の学級での指導に生かすための具体的な指導・支援の在り方等、特別支援教育に係る専門性の向上を図るための助言等の支援を行う。

### (3) エリア内の特別支援教育に関する研修への支援

エリアメンターは、エリア拠点校のエリアコーディネーター、特別支援学校のコーディネーター及びチーフコーディネーターが、エリア内で行うエリア研修に協力する。

### (4) 校種間の連携推進への支援

エリアメンターは、県教育庁教育事務所がエリア内で開催するエリアサポート推進作業部会に出席し、エリアの課題解決に取り組む。

### (5) 巡回指導を取り入れた通級による指導の普及

巡回通級指導における多様な指導方法の研究を行う。また、巡回先の学校の教員等への理解啓発や

通級による指導の体制への助言を行う。

## 第5 配慮事項

エリア通級拠点校の校長は、エリアメンターが負担加重とならないように、巡回支援の派遣依頼内容について十分に検討した上で派遣し、エリアメンターが職務を円滑に遂行できるよう配慮するものとする。

## 第6 報告

エリア通級拠点校の校長は、実績を月別報告書(様式1)により、その翌月の指定期日までに拠点校を設置する市町村教育委員会、当該エリアを管轄する県教育庁教育事務所を経て県教育庁特別支援教育課に電子データ(エクセル形式)で提出するものとする。ただし、3月においては、3月中に月別報告書(様式1)を電子データ(エクセル形式)で提出する。

## 第7 経費

エリアメンターが要請を受けて他の学校に対する巡回支援(エリア巡回支援)の旅費については、エリアサポート体制旅費から支出する。その他、必要な経費については、別に定め、県教育庁特別支援教育課の事業予算の範囲で支出する。

## 第8 その他

収集した情報は、個人のプライバシーに関するため、資料の取扱及び管理については、厳重に対処することとする。

## 附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。